

## 議案第 88 号

### 尾張土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により、尾張土地開発公社定款を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、豊山町、大口町及び扶桑町が尾張土地開発公社を脱退することに伴い、設立団体、役員の数及び基本財産の額に変更が生じるため、本定款の一部を改める必要があるからである。

## 尾張土地開発公社定款の一部を改正する定款

尾張土地開発公社定款（昭和48年3月28日施行）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号から第8号までを削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長久手市

第6条第1号中「8名」を「5名」に改める。

第21条第2項中「2,400万円」を「1,500万円」に改める。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。